

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年1月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300277号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300087号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成30年7月6日は50万円、令和元年7月5日は100万円に訂正することが必要である。

平成30年7月6日及び令和元年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月6日及び令和元年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年7月6日
② 令和元年7月5日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成30年7月6日及び令和元年7月5日に係る賞与控除額のお知らせ、平成30年分及び令和1年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿並びに勘定元帳により、請求者は、同社から請求期間①は50万円、請求期間②は100万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は50万円、請求期間②は100万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は4万5,750円、請求期間②は9万1,500円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300244号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300085号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年11月1日から令和5年1月31日まで

私は、令和2年9月に、A社で健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得した。令和4年12月に、令和2年11月で脱退している旨の連絡があったが、当時は令和3年8月から通院した病院で、健康保険被保険者証を使っていた。令和5年1月31日までの厚生年金保険の被保険者資格について確認請求書を提出したが、事実が確認できないとして却下された。請求期間を年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における勤務期間について、同社の事業主は、請求者の勤務期間は令和2年9月1日から同年10月31日までであり、請求期間については勤務していない旨回答している上、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の備考欄には、令和2年10月31日退職等と記載されていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間の勤務が確認できる資料として、施主又は取引先に宛てた見積書及び請求書の写しを提出しているが、当該資料には請求者が代表となっている事業所名が記載されており、当該資料からは、請求者のA社における勤務実態を確認することはできない。

さらに、A社の事業主からは、請求者の勤務期間を確認できる資料の提出を得られない上、請求者は、給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300254号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300086号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から昭和58年4月1日まで

A社には、昭和56年4月に新卒で入社し、昭和58年10月までB社内で勤務した。しかし、昭和56年4月から昭和58年3月までの2年間に厚生年金保険の被保険者記録がない。給与明細書は保管していないが、入社時より社会保険料は控除されており、暮らしは楽ではなかった記憶がある。給与振込が確認できる預金通帳を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚の回答により、請求者は、A社に入社し、請求期間においてB社内で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社はすでに破産しており、同社の元事業主の娘は、元事業主が施設に入居しているため回答できず、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、複数の同僚は、A社に新卒で採用された者について、入社後しばらくは正社員ではなかった旨回答又は陳述しているところ、同社の元役員は、正社員になった時点で厚生年金保険に加入させていた旨回答している。

さらに、i) 複数の同僚は、A社に入社後、会社から厚生年金保険に加入するとの話があるまでは国民年金に加入していた旨回答又は陳述していること、ii) 請求者と同時期にA社へ入社した旨回答した同僚について、オンライン記録によると、昭和58年4月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が複数確認できるほか、複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、当該同僚が回答した同社への入社年月日とかい離していること、iii) A社が加入していたC健康保険組合から提出された喪失者台帳及び同組合の回答並びに雇用保険の記録によると、請求者の同社における健康保険及び雇用保険の被保険者資格の取得年月日は、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得年

月日と同じ昭和 58 年 4 月 1 日であることが確認できることから、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させてはいなかったと考えられる。

加えて、上述の預金通帳の給与振込額からは、厚生年金保険料の控除について推認できず、回答が得られた同僚及び請求者は、給与明細書を所持していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。